

令和7年度太陽光発電設備等設置費補助金について

お知らせ

「太陽光発電設備等設置費補助金」の交付についてお知らせします。

- **補助対象** ①居住している町内の住宅(店舗、事務所など併用住宅を含む)または居住を予定している新築もしくは改築する住宅(同一敷地内の倉庫、カーポートも含む)に太陽光発電設備と蓄電池設備(移動式蓄電池を除く)を設置、またはV2H充放電設備を導入する個人。すでに太陽光発電設備を導入している場合は、蓄電池設備もしくはV2H充放電設備のみの導入についても補助の対象。
②実績報告書を提出する日において、四万十町の住民基本台帳に記載がある方
③県税および町税を滞納していない方。
- **補助限度額**
 - 太陽光発電設備:太陽電池パネル容量またはパワーコンディショナー容量の小さい方×4万円/kwの額以内(限度額20万円)
 - 蓄電池設備:蓄電容量×4万円/kwの額以内(限度額40万円)
 - V2H充放電設備:銘柄ごとの国補助金の上限額×0.4か購入費×0.2のいずれか少ない金額(限度額30万円)
※太陽光発電設備のみ設置の場合は、補助の対象外となります。
- **注意点** 補助金の対象となる事業は、補助金交付決定後に契約し実施される事業のみとなりますので、ご注意ください。

申込・お問い合わせ先

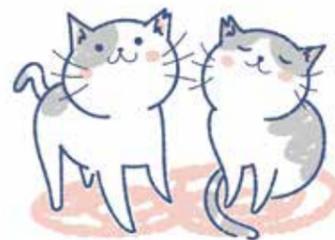
環境水道課 ☎22-3119
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

令和7年度飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費補助金について

お知らせ

「飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費補助金」の交付についてお知らせします。

- **補助対象** ①四万十町内に生息する飼い主のいない猫(所有者がいないことが明らかであるもの)が対象。
②申請者は飼い主のいない猫を管理している四万十町内を所在地とする団体に限る。
③手術後に不妊・去勢手術済みであることが分かる耳カット処置(領収書に耳カット処置ありの記載)が必要。
※飼い猫・営利目的に飼養管理している猫は対象外となります。
- **補助限度額**
 - メス猫:1匹につき限度額15,000円(実費費用金額)
 - オス猫:1匹につき限度額10,000円(実費費用金額)
- **申請方法** 申請者は、手術を実施した日の属する年度の末日(令和8年3月31日)までに、申請書兼請求書と手術にかかった領収書および関係書類を添えて担当課に提出してください。
※予算が無くなり次第終了となりますので、申請予定の方は手術前に補助金があるかどうかの確認をお願いします。



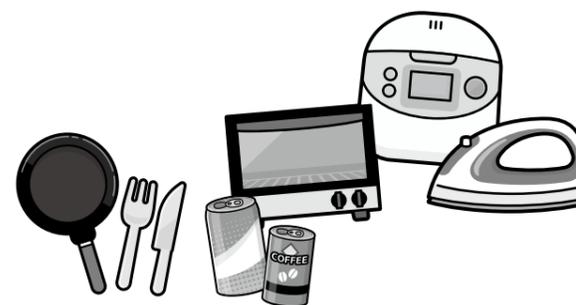
申込・お問い合わせ先

環境水道課 ☎22-3119
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

金物類のリサイクルにご協力ください

お知らせ

- 金物類はリサイクル可能な資源ごみです。
町指定の資源ごみ袋に入れて、重さ10kg以下で出してください。
 - 缶類、鍋、やかんなど金属製のもの。
 - 一部でも金物が入っていれば金物類です。
 - 電池や電気で動く家電製品(ドライヤー、扇風機、トースター、おもちゃなど)。
※電池が入っている場合は必ず取り外してください。電池はビン類の収集日に出してください。
 - アルミ箔を加工して作られた食器(鍋焼きうどんの皿など)、ラップやアルミホイルの切る部分の金物、台所用アルミガード(油はね防止)なども金物類として回収しています。
- ※飲食用で使用されたもので、汚れのひどいものはリサイクルできません。できるだけきれいに洗ってください。



お問い合わせ先

環境水道課 ☎22-3119
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

令和7年度合併処理浄化槽設置整備補助金について

お知らせ

「合併処理浄化槽設置整備補助金」の交付についてお知らせします。

- **補助対象** ①令和8年3月10日までに確実に完成できる方
②店舗などの併用住宅の場合は、居住部分の延床面積が全体の2分の1以上であること
- **補助限度額**
5人槽…332,000円 7人槽…414,000円 10人槽…548,000円
- **人槽の目安(基本的に建物の延床面積で計算)**
130㎡未満…5人槽 130㎡以上…7人槽 二世帯住宅…10人槽
- **追加補助** 以下の方は、追加補助がある場合があります。
・くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替える方
・単独浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替える方
・放流先の配管が10m以上の長さを要する方
※追加補助の詳しい内容は下記までお問い合わせください。
- **申込方法** 環境水道課・各地域振興局町民生活課および出張所にて補助金申込書を提出してください。
※申し込みの際は建物の延床面積が必要です。
- **注意点** 補助金の対象となる事業は、補助金交付決定後に着工する事業のみとなりますので、ご注意ください。

☆合併処理浄化槽の放流水の放流先については、法的には同意書の添付は必要ありませんが、トラブルの原因とならないよう設置者において水路の管理者などにご確認をお願いします。

申込・お問い合わせ先

環境水道課 ☎22-3119
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112